

## V 受験資格区分にかかる別表及びコード No. 一覧表

### 別表 1 <国家資格等に基づき当該資格にかかる業務に従事する者>

・ 国家資格等を取得後、登録してからの業務が5年かつ900日以上あり、要援護者に対する直接的な業務を行っている者。

※平成30年度より受験対象者の範囲が変更になりました。

(コード1001～1021)

コードNo.	職種名	コードNo.	職種名	コードNo.	職種名
1001	医師	1008	理学療法士	1015	言語聴覚士
1002	歯科医師	1009	作業療法士	1016	あん摩マッサージ指圧師
1003	薬剤師	1010	社会福祉士	1017	はり師
1004	保健師	1011	介護福祉士	1018	きゅう師
1005	助産師	1012	視能訓練士	1019	柔道整復師
1006	看護師	1013	義肢装具士	1020	栄養士 (管理栄養士を含む)
1007	准看護師	1014	歯科衛生士	1021	精神保健福祉士